

2019年（令和元年）7月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市立保育所の運営管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）6月24日付けで諮問（第974号）された、市立保育所の運営管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、市政運営の総合指針2020を策定し、まちづくりテーマの一つとして、安全で安心な暮らしを築く、を挙げ、重点施策として、防犯・交通安全対策の充実のなかで防犯カメラの増設等さまざまな施策に取り組んでいる。

市立保育所に防犯カメラにより映像を監視及び録画すること、及び防犯カメラを設置していることを表示することは、不法侵入等の未然防止と不審者への抑止効果が期待できること、また、不法侵入等があった場合の早期解決が期待できることから、より良い保育環境と安全確保を図るため、平成18年度から公立保育園16園に防犯カメラを設置してきた（高砂保育園の民営化及びあず

ま保育園の閉園に伴い現在は14園)。

このことについては、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をし、2006年(平成18年)7月13日に同日付けで答申を受けている。(第195号)

藤沢市立辻堂保育園については、園舎の老朽化等による建て替えに伴い、2019年(令和元年)9月に新園舎に移転し、保育を行うことを予定しており、移転後の新園舎においても防犯カメラを設置する。使用する防犯カメラは新園舎の建設に合わせて新たに調達し、台数は8台を設置する。

防犯カメラの撮影対象区域は、園庭、園舎への出入口、駐車場及び駐輪場の辻堂保育園敷地内に限定するものとし、特定の個人及び建物等を監視することがないようにカメラの角度を調整した上で設置する。

機器構成としては、カメラ8台、デジタルディスクレコーダー(4TB)1台及びカラー液晶モニター1台である。カメラで撮影した映像を、カメラ駆動ユニットを経由して、デジタルディスクレコーダーで録画すると同時にカラー液晶モニターに表示する。

防犯カメラの撮影及び録画時間は、藤沢市立保育所防犯カメラ運用基準第4条第4号において7時から19時30分までと定めているが、特に駐車場及び駐輪場に設置する防犯カメラに関しては、治安維持及び防犯の観点から周辺住民が24時間の撮影及び録画を強く要望していること、また、2015年(平成27年)4月にはあずま保育園において、防犯カメラの撮影及び録画時間外に不法侵入及び窃盗被害に遭っていることから、これを機に同基準を一部改正し、24時間の撮影及び録画とすることを考えている。

防犯カメラにより人物を撮影及び録画することは、個人情報の本人以外のものからの収集となる。また、映像はデジタルディスクレコーダーに内蔵のハードディスクに保存するため、コンピュータを使用して行われる情報の蓄積となる。このことから、条例第10条及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

防犯カメラの撮影対象区域には、辻堂保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数のものが立ち入る。撮影対象者を限定することは、事務の執行上だけでなく、設置目的である園児の安全確保と犯罪の未然防止を図る上でも著しい支障が生ずるおそれがある。このことから本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある。

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

防犯カメラの撮影対象区域には辻堂保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数のものが立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である。なお、園児とその保護者には説明を行い、一般には防犯カメラを設置していることを撮影対象区域内に表示すること及び広報ふじさわに掲載することにより周知を図る。このことから本人への通知は省略したい。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

ハードディスクによる映像の保存は、ビデオテープ等と比較して、蓄積容量、画質及び耐久性に優れている。また、必要な期間保存した後、順次上書きすることができる。ハードディスク以外の電磁的媒体を管理する必要がなくなることは、情報の安全な管理及び省スペース化を図ることができる。このようなことから、コンピュータにより保存及び管理する必要がある。

イ 本人以外のものから収集及びコンピュータ処理をする個人情報

辻堂保育園の出入口を出入り又は出入りしようとする人物、並びに園庭、駐車場及び駐輪場内に立ち入る人物の映像データ

ウ 安全対策

録画機器であるデジタルディスクレコーダーは、辻堂保育園事務室内の棚等に固定金具により据え付けることで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードを設定することで利用を管理補助者及び管理担当者のみで制限する。なお、パスワードは1年ごとに更新する。

設置予定の機器にはネットワーク機能が内蔵されているため、パソコンを接続することで操作が可能となる。ただし、この機能は使用せず、カメラとデジタルディスクレコーダーとカラー液晶モニターとを直接有線接続することにより運用する。

(5) 実施時期

2019年（令和元年）9月実施予定

(6) 添付資料

- ア 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針
- イ 藤沢市立保育所防犯カメラ運用基準
- ウ 個人情報取扱事務届出書
- エ 設置予定場所図面
- オ 設置予定機器カタログ

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラの撮影対象区域には、辻堂保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数のものが立ち入る。撮影対象者を限定することは、事務の執行上だけでなく、設置目的である園児の安全確保と犯罪の未然防止を図る上でも著しい支障が生ずるおそれがある。このことから本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略について

実施機関では、防犯カメラの撮影対象区域には辻堂保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数のものが立ち入るため、撮影及び録画以前にあ

らかじめ本人に個別に通知することは不可能である，としている。

なお，園児とその保護者には説明を行い，一般には防犯カメラを設置していることを撮影対象区域内に表示すること及び広報ふじさわに掲載することにより周知を図る，とのことである。

以上のことから判断すると，個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，ハードディスクによる映像の保存は，ビデオテープ等と比較して，蓄積容量，画質及び耐久性に優れている。また，必要な期間保存した後，順次上書きすることができる。ハードディスク以外の電磁的媒体を管理する必要がなくなることは，情報の安全な管理及び省スペース化を図ることができる。このようなことから，コンピュータにより保存及び管理する必要がある，としている。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では，録画機器であるデジタルディスクレコーダーは，辻堂保育園事務室内の棚等に固定金具により据え付けることで持ち出しを防止する。また，操作を行う際にはパスワードを設定することで利用を管理補助者及び管理担当者だけに制限する。なお，パスワードは1年ごとに更新する，また，設置予定の機器にはネットワーク機能が内蔵されているため，パソコンを接続することで操作が可能となる。ただし，この機能は使用せず，カメラとデジタルディスクレコーダーとカラー液晶モニターとを直接有線接続することにより運用する，としている。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上